

個人事業と会社設立のメリット・デメリット【2】

前回は事業開始時にかかる費用や手続きの面で個人事業と法人を比較しましたが、今回は、事業のもうけに対する税金の負担の面で個人事業と法人を比較します。

税理士法人 成長会計研究所

<http://tassei.jp/>

【姫路本社】〒670-0081
兵庫県姫路市田寺東3丁目9-17 101
TEL:079-295-8123 FAX:020-4668-6218
【東京支社】〒110-0005
東京都大東区上野5-7-7 公德堂ビル
TEL:03-3834-0551 FAX:020-4668-6218
e-mail : info@tassei.jp



税理士法人 成長会計研究所 <http://tassei.jp/>

個人事業も法人も基本的には「儲け」に応じて税金が課されることとなります。

ただし、**個人事業の場合は所得税**で**法人の場合は法人税**となり、税金の種類が違うので、同じだけ「儲け」が出てもそれにかかる税金は異なってきます。

両者を簡単に比較してみましょう。

	個人事業	法人
税金のなまえ	所得税	法人税
	住民税	法人住民税
	事業税	法人事業税
国税	所得195万円以下 5%	(資本金1億円以下・所得800万円以下) 16.5%
	所得195超330万円以下 10%	
	所得330超695万円以下 20%	
	所得695超900万円以下 23%	(資本金1億円以下・800万円を超える部分、資本金1億円超は所得に関わりなく) 28.05%
	所得900超1,800万円以下 33%	
	所得1,800万円超 40%	
住民税 (東京都の場合)	所得割＝所得に応じてかかる 都道府県 6% 市町村 4%	(資本金1億円以下で法人税額1000万円以下)法人税割＝法人税額×17.3%
	均等割＝所得の有無に無関係 都道府県 3,000円 市町村 1,000円	(資本金1000万円以下かつ従業員50人以下)均等割＝70,000円
事業税 (東京都の場合)	事業所得及び不動産所得に事業主控除等を加減算した金額×5%	(資本金1000万円以下かつ所得2500万円以下) 所得400万円以下＝5% 所得400万円～800万円＝7.3% 所得800万円以上＝9.6%

※1 復興特別法人税分1.5%加算後

※2 復興特別法人税分2.55%加算後

税率については、**個人事業は所得税で累進課税**であるのに対し**法人税は基本的には税率が一定**であるため、「儲け」が比較的小さい時は**個人事業が有利**、「儲け」が大きい時は**法人が有利**ということがいえましょう。

では税率の前提となる「儲け」の金額の出し方の違いはどうでしょうか？

個人事業の場合は「儲け」のことを**所得**といい、**所得は収入－必要経費**で算出されます。

法人の場合も「儲け」のことを**所得**といいます、**所得は益金－損金**で算出されます。

収入と益金の範囲の違い、必要経費と損金の範囲の違いが全く同じ事業を行った場合でも個人事業の場合の所得額と法人として事業を行った場合の所得額とに差を生むことになります。

収入と益金の範囲の違い、として代表的なものは、上場株式や土地建物を売買する場合、**個人事業の場合分離課税**となり、**事業の所得とは別の計算になる**のに対し、**法人の場合は、法人の損益に含めて計算される**。というようなものがありますが、個人で事業としてやっているものをそのまま法人に移すような場合はあまり問題にならないと思われます。

ここで一旦まとめると、**事業規模が小さく、儲けも少ない場合は個人事業が手続き費用面や税率の面で有利**で、**事業規模が大きくなり儲けも大きくなると、手続き費用のデメリットより、税率面のメリットが上回るため法人が有利**ということがいえます。

ですが、これが理由で会社を作る場合が多いのでしょうか？もちろんこういう場合もありますが、これでは特に取引規模や儲けが大きくなっていない場合まで会社化していることが多い説明になりません。

比較的小規模な事業であっても、会社化する場合が多い理由は、次回述べたいと思います。

(東京事務所所長 社員税理士 望月俊治)